

那覇市保安灯等設置等事業補助金交付要綱

(令和3年3月30日市民文化部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則(平成11年那覇市規則第7号)第2条第3号の規定に基づく保安灯及び防犯カメラ(以下、「保安灯等」という。)の設置助成事業として実施する那覇市保安灯等設置等事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図るために設置された電灯で、電力会社と「公衆街路灯A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場及び商店街に設置する電灯は除くものとする。
- (2) 省電力型保安灯 保安灯のうち、光源にLED(発光ダイオード)を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められるもの
- (3) 防犯カメラ 那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成31年那覇市条例第2号。)に基づき、犯罪の予防を目的として公共の場所を継続的に撮影するために固定して設置する撮影装置(結果として犯罪を予防する効果を得られるものを含む。)であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (4) 公共の場所 不特定又は多数の者が自由に利用又は通行をすることができる道路、公園、広場で、公共の用に供されるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 市長は、保安灯等を新設するもの又は保安灯を修繕するもの若しくは保安灯を省電力型保安灯へ取り替えるものに対し、その経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付対象となる設置地域、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助対象団体)

第3条の2 この補助金の交付の対象となるものは、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づき事務の委託を受けた自治

会、5世帯以上の地域住民で組織される地縁団体及びその他これらに類すると市長が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動している団体
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又は暴力団関係者と関係があるもの

(補助の条件)

第4条 補助の対象となる保安灯等の付近に、設置したものの名称を表示するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、添付書類のうち市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 見積書
- (3) 事業を実施する区域の位置図
- (4) 事業実施箇所の写真
- (5) 保安灯・防犯カメラ設計書、器具仕様書
- (6) 工事に關し利害關係を有する者があるときは、その承諾書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、毎年6月末までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、申請の内容が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を決定し、当該申請をしたものに那覇市保安灯等設置等事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更(規則第6条

の市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、前条により交付決定を受けた補助事業の変更額が交付決定額の30パーセント未満の場合とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長が必要と認め、補助事業の遂行の状況に関し報告を求めたときは、那覇市保安灯等設置等事業遂行状況報告書(第6号様式)を速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条による報告は、事業完了後30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、那覇市保安灯等設置等事業補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(第8号様式)
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業完了後の写真
- (4) 保安灯・防犯カメラの位置図
- (5) 検査申請書(第9号様式)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、那覇市保安灯等設置等事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(概算交付)

第11条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書きを適用し、概算交付できるものとする。

2 前項に規定する補助金の概算交付を受けようとするものは、市長に那覇市保安灯等設置等事業補助金概算交付申請書(第11号様式)を提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

設置地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅地域 2 その他市長が認める地域
対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安灯又は防犯カメラの新設に要する経費 2 保安灯の修繕に要する経費 3 従来型等器具の保安灯から、省電力型器具に取替える工事に要する経費
補助金の額	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安灯 1団体につき5灯以内とし、1灯当たりの上限額は次のとおりとする。 省電力型 50,000円以内 省電力型以外 30,000円以内 2 防犯カメラ 1団体につき2台以内とし、1台当たりの上限額は100,000円以内とする。 3 保安灯及び防犯カメラの双方を申請する場合は、補助合計額を250,000円以内とする。